

の有効性・必要性は就職面接にて「就ぼつに相談に行っていますか?」と当たり前にも問われる状況になったことから、さらなる期待が寄せられていると感じています。

昨年度事業計画に掲げた制度活用に関する地域での情報共有については、有効な考え方・あり方に一定の整理が進みました。また、企業訪問等による職場定着支援の見直しについては、水面下に潜む問題や長期的かつ困難な課題に丁寧に関わることができました。これらについて当事業だけで辿りつくことは難しく、率直な疑問を投げかけてくださる当事者とそのご家族・新しい情報があるたびに連絡を下さる各関係機関・生活背景にまでも思いを馳せながら雇用継続の可能性を探し続けられている就業先の方々など、皆様のご協力により可能となりました。

反面、ライフステージに合わせた人生の選択に寄り添う場面もありました。収入や社会的立場に惑わされず安心して自分らしい暮らしを送ることは、比べるものではなく選ぶことであると考え、機会を何度も頂きました。

そのような支援のあり方を見直す1年間は、連携拠点としての中立的な位置づけをより明確なものとし、障がい福祉事業者が担う労働施策による相談等支援にバランスが取れはじめたものと考えています。

今年度は、より価値ある情報提供に主眼を置き、相談者の方々に学ばせていただいた様々な『はたらき方・暮らし方』により、助言・提案等が精度を増すよう取り組んでまいります。また、支援機関からのご相談も増える中、共に考え互いに成長し合える事業であるために、制度・施策の変遷を柔軟に受け止めることができるしなやかな地域連携の輪をつくる一端を担うべく検討を進めてまいります。

十数年前の今頃まだ目新しかったインターネットは、今や手元で情報を得ることを自由にし、障がいがある当事者ご本人やそのご家族からの発信も珍しくなく、いやが上にも情報のスピード感・価値観が変わり続ける中、分析とご提案ができる強みをさらに増す一年となるよう、スタッフ一丸となり励む所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

平成28年度と障害者差別解消法の始まりに あたり考えたこと

福島総括施設長 藤原 勇治

昨年度に続き、福島総括施設長を拝命いたしました藤原 勇治です。皆様、親の会活動、法人及び施設運営に、これまで同様引き続きのご支援よろしくお願いたします。



昨年度には、法人の基本理念と行動指針が示されたクレド(カード)が、法人の全職員に配布され、常に携行するようになりました。そこには、「障がいのある人が安心して心豊かにすごせるように」と書かれており、我々法人、施設職員はその実現のため、日々不断の努力を積み重ねています。私たちの福島エリアでは、法人理念の実現を目指し、ことあるごとに、対人援助の仕事が目指すべきものとして、「安全を大前提にして、(利用者が)安心して、楽しく、快適に、自分らしく暮らすことができるように」を合言葉のように確認して、毎日の仕事を進めるように心掛けてまいりました。私は、利用者のそばで、毎日一緒に過ごしている福島エリアの総括施設長として、日々の職員の頑張りや奮闘振りについて、常々誇りに思っていることを、新年度にあたり、ぜひ皆様に一言胸を張ってお伝えしておきたいと思えます。ただ、一方、生活支援を実施する施設として、まだまだ少なくない課題があり、さらに改善していかないといけない部分も数多く残っています。私たちは、その一つ一つから逃げることなく、しっかりと目を向けて、悩み、工夫し、汗を流しながら、利用者の何気ない暮らしが、安心して、毎日送ることが続けていけるように、全職員で努力していきたいと思えます。

さて、平成28年4月1日から、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)がスタートしました。この法律は、障がいのある人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会を作ることを目指します。障害者手帳を所持している方だけではなく、心や体の働きに障がいがある人で、障がいや社会にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人が対象となっています。そして、この法律では、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人

